

平成 24 年度産業財産権制度各国比較事調査研究等事業報告書

各国における意匠の表現に関する調査研究
報告書

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

1 意匠制度

1. 1 意匠制度の枠組み

1. 1. 1 法体系

UAEにおける意匠保護の法体系は、特許意匠法（アラブ首長国連邦 特許意匠法（特許、産業図面、意匠の産業規則及び保護）2006年連邦法31号）として存在する。また、同法は、「産業又は工芸で使用することができる革新的な3次元形状」を「意匠」と定義するとともに（第1条）、「産業又は工芸で使用することができる製品を生み出す線又は色の革新的な創作」を「産業図面」とし（1条）、「意匠」と「産業図面」を並列的な保護（第43条から第53条）を図っている。なお、方式審査基準は存在するが、実体審査基準は存在しない。

1. 1. 2 意匠登録の審査

意匠登録のための実体審査は行わない。規則が実体審査の規定を定めるが、特許庁は実体審査を行っていない。

1. 1. 3 意匠分類

ロカルノ協定が定める国際意匠分類を採用する。

1. 2 部分意匠制度など意匠特有の制度

多意匠一出願制度がある（第45条）。一方、分割制度、部分意匠制度、関連意匠制度、動的意匠制度、組物の意匠制度はない。また、特許出願から意匠出願への出願変更制度、早期審査制度もないが登録料の減免猶予制度はある⁸⁴。

2. 意匠の保護客体

2. 1 意匠の定義（第1条）

意匠とは「産業又は工芸で使用することができる革新的な3次元形状」である。また、「産業図面」を保護対象に掲げ、その内容を「産業又は工芸で使用することができる製品を生み出す線又は色の革新的な創作」と規定する。

2. 2 保護対象

意匠の定義（第1条）から、具体的には次のものが保護対象となっている⁸⁵。

*弁理士（小西・中村特許事務所）

⁸⁴第III部海外アンケート調査結果による。

⁸⁵第III部海外アンケート調査結果による。

- ・目視できる対象物（不動産を含む）
- ・ビルディング
 - ・グラフィックシンボル
 - ・包装
 - ・イメージの表示されている物品の詳細が特定されている画像デザイン
 - ・イメージの表示されている物品の詳細が特定されていない画像デザイン
 - ・デザインの線図
 - ・織物の詳細が特定されている織物のデザイン

2. 3 保護要件

産業図面及び意匠は、新規、革新的で、かつ産業上又は工芸製品として利用し得るものでなければならず、公の秩序又は風俗に反しないものでなければならない（47条）。

3. 意匠の開示方法

3. 1 図面の場合

3. 1. 1 提出書面などの内容、記載項目

願書及び図面を提出する。願書は紙の様式のみが認められる。また、出願に際しては、個人と会社により費用の違いがある。

3. 1. 2 許容される意匠の表現

意匠の表現媒体は、図面の他、写真である。また、拡大図、断面図、斜視図、イメージビューなども提出することができる。

3. 1. 3 許容される意匠の表現手法

(1) 提出図面数等

図面は20枚まで提出が可能である。また、提出図面のサイズの上限は、最大10cm x 20cmである。

(2) 図面上の他の記載

図面の種類、図面番号を記載することができる

(3) 図面の省略

省略を容認する規定はない。

(4) その他の図面記載に関する規定等

必須図面以外の「参考図面」の記載についての規定はない。

非透明部分と透明部分の線種を分けるなど線種についての規定はない。形状のみの使用による意匠の特定は可能である。一方、色彩を含む図面は認められない。

陰影の記載は認められない

意匠の背景の写り込み、マネキン等意匠に係る物品の使用状態を示す素材、引き出し線に

ついでの規定はない。

3. 2 写真の場合

写真は20枚まで提出が可能である。また、提出図面のサイズの上限は、最大10cm x 20cmである。写真は白黒写真のみ提出可能である。カラー写真は提出できない。陰影の記載、意匠の背景の映り込み、マネキン等意匠に係る物品の使用状態を示す素材、引き出し線に関する規定はない。

3. 3 図面及び写真以外の場合

見本及びCGによる意匠の表現は認められない⁸⁶。

4 意匠の表現に関する願書記載事項

4. 1 願書の記載事項

願書においては、意匠に係る物品、物品の説明、意匠の説明を記載する必要がある。また、物品はロカルノ分類に従い記載することができる。また、諸事項の記載の可否は次のとおりである。

「意匠に係る物品の説明」及び「意匠の説明（意匠の表現）」の記載欄において、意匠に係る物品の使用目的、意匠に係る物品の操作方法、意匠に係る物品の材料、意匠の大きさ、意匠を構成する連続模様の記載は可能である。一方、意匠の色彩若しくは透明の記載は認められない。

5. 意匠の特定・認定・補正の考え方

5. 1 出願日の認定に必要な意匠の表現

2006年連邦法第31号修正の連邦法第17/2002が意匠保護に関する根拠であるが、出願日の認定に必要な意匠の表現に関する規定はない。

5. 2 意匠図面の補正

図面の追加/変更については、斜視図の追加、斜視図から六面図若しくは六面図から斜視図への変更、追加は認められる。

図面自体の補正については、意匠の要旨を変更しない補正若しくは意匠の類似性の判断に影響を与えない場合は認められる。

5. 3 願書記載事項の補正と分割・変更

意匠に係る物品の名称、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明については、審査開始前であれば可能である。

⁸⁶第III部海外アンケート調査結果による。

意匠の分割及び変更はできない。

6 意匠の単一性の考え方

6. 1 出願の単一性

生産及び使用において、相互に関係する物品の意匠であれば、20 意匠以下を条件に、一出願に包含することができる。

多様な組み合わせのうち、一出願への包含可否は下記のとおり⁸⁷。

- ・ 部品の意匠と完成品の意匠(例：自転車のサドルと自転車)：包含可
- ・ 同一の区分に属する複数物品 (例：椅子とテーブル)：包含不可・同一物品の類似複数意匠 (類似の椅子の複数意匠)：包含可
- ・ 同一物品の非類似複数意匠 (非類似の椅子の複数意匠)：包含可
- ・ 複数の物品を特定する同一形態：包含可
- ・ 複数の非類似意匠 (同一又は異なる物品に使用できる)：包含不可
- ・ 複数の類似意匠 (同一又は異なる物品に使用できる)：包含可

6. 2 意匠の単一性

一意匠の範囲について、次の組み合わせは一意匠として認められない。

- ・ ある意匠とその実施態様 (例：物品の意匠そのものと包装された意匠)
- ・ セット物 (例：ナイフ、フォーク、スプーンのセットなど)
- ・ 意匠全体若しくは一部分が変化する意匠 (例：自動車玩具の意匠であるがロボットに変化するもの)
- ・ 形態が変化する意匠 (例：楽器の操作状況に応じ意匠が変化する表示画面)

7. 意匠権

7. 1 意匠権の効力

意匠権の効力は、「法律によって保護されている産業図面又は意匠の範囲と異なっていること又は保護証書に含まれる産業図面又は意匠と異なった製品に関するものであることのみを理由として、合法とはみなされないものとする。」と規定されている(第51条後段)。よって、意匠権の効力は、類似する意匠におよぶ。

第51条：この法律に基づき、産業図面又は意匠の保護は、出願人に対し、第三者による次の行為を妨げる権利を与える。

(1) 製品を製造するために産業図面又は意匠を使用すること

(2) 販売又は使用する目的で、産業図面又は意匠に関する製品を輸入又は保持すること。

これらの行為は、法律によって保護されている産業図面又は意匠の範囲と異なっていること又は保護証書に含まれる産業図面又は意匠と異なった製品に関するものであることのみを理由として、合法とはみなされないものとする。

⁸⁷第III部海外アンケート調査結果による。

7. 2 意匠権の効力の制限（第 53 条で準用する 17 条）

意匠権の効力は、いわゆる先使用权は及ばない。即ち、次に該当する場合は、先使用权が認められるため、意匠権の効力は及ばない。

- ①他の者により意匠若しくは産業図面出願がなされた日以前に、又は当該出願に関して適法に主張された優先日に、
- ②アラブ首長国連邦において、
- ③善意で製品の製造又は使用を行なう、若しくは製造や使用を行なうための重要な段階に着手している先使用者は、意匠登録証書の発行にかかわらず、そのような行為及びその他第 15 条に規定する当該製品に関する行為を行う権利を有する。

7. 3 意匠登録の無効

新規性若しくは産業上の利用可能性を欠く場合は、無効理由がある。

8. 意匠権に係る判例

調査範囲においてはこれまでに意匠の表現が争いとなった裁判例はない。

9. 参考文献

- (1) アラブ首長国連邦 特許意匠法（特許、産業図面、意匠の産業規則及び保護）
2006 年連邦法 31 号
- (2) 本報告書第 III 部海外アンケート調査結果（Rouse & Co による回答）

第Ⅲ部 海外アンケート調査

1. 海外アンケート調査の目的と手法

調査対象 15 か国・地域の意匠制度及び運用を調査するために、各国・地域の法律事務所にアンケート票を送付して回答を得た。回答に当たっては次の海外事務所の協力を得た。なお、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に関しては直接当該官庁にアンケート票を送付し回答を得た。

1	中国	北京林達劉知識産権代理事務所
2	アメリカ合衆国	Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLP
3	欧州共同体商標意匠庁（OHIM）	同左
4	韓国	Kim & Chang
5	台湾	UPSC 聯合專利商標事務所
6	香港	Deacons
7	インド	Kan & Krishme
8	ロシア	Gorodidissky & Partners
9	ブラジル	Kasznar Leonardos
10	オーストラリア	Shelston IP
11	南アフリカ	Dr Gerntholtz Inc
12	トルコ	Destenk Patent Inc
13	ニュージーランド	Shelston IP
14	アラブ首長国連邦（UAE）	Rouse & Co
15	フランス	Beau de Lomenie

2. 海外アンケート調査の結果

回答は各国・地域の制度を一覧表として俯瞰できるように、質問項目ごとに各国・地域の回答を整理した。次ページから各法律事務所より得られた回答を示す¹。一覧表の左端列には、質問に対する我が国意匠制度の回答を事務局で記載し、これと同等の回答の国の欄には色をつけて、我が国制度との同一性が容易に判別できるようにした。

¹ 調査結果一覧表は通しページとしたが、回答中の注については、別添資料として調査結果一覧表の後に R-1～4 として添付した。

海外アンケート調査の結果 一覧表

【0, 各国意匠制度基本情報】	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
意匠を保護する法律	意匠法	専利法	特許法	意匠理事会規則	デザイン保護法	専利法	意匠条例	意匠法	特許法	産業財産権法	意匠法	意匠法	意匠法	意匠法	特許意匠法	知的財産法	
意匠の定義	「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの(2条)	「意匠」とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せについて提案された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう(2条)。	「製造物品のための新規、独創的かつ装飾的」意匠(171条)	「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であつて、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特性から生じるものをいう(3条(a))。	「デザイン」とは、物品(物品の部分(第12条を除く)および文字体を含む。以下同じ)の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものをいう(2条1号)。	「意匠」とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であつて、視覚に訴える創作を指す(109条)。	「意匠」とは、工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であつて、完成物品において視覚に訴え、かつ、視覚で判断されるものをいう(2条)。	「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問はず、又は分離若しくは結合の如何を問はず、工業的方法又は手段により、2次元又は3次元又はその双方の形態を問はず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであつて、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によるのみ判断されるものを意味する(2条(d))。	物品の外観を決定する、工業的方法により製造された当該物品の美術的表現及びデザイン表現(1352条1.)	物品の装飾的造形又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であつて、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらす、工業生産のためのひな形にすることができるもの(95条)	「意匠」とは、製品に関連して、その製品の1又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観をいう(5条)。	「意匠」とは、機能的意匠をいう。「美的意匠」とは、物品に応用する意匠であつて…視覚に訴え、かつ、視覚でのみ評価される特徴を有するものをいう。「機能的意匠」とは、物品に応用される意匠であつて…当該意匠が応用される物品が果たす機能によって必要とされる特徴を有するものであり、集積回路の回路配置、マスクワーク及び連続マスクワークを含む。(1条)	「意匠」とは、物品又はその装飾の全体又は部分の外観を構成するものとして五感により感知される線、色彩、織り方、形状、音声、弾性、物質的その他の様々な模様のすべてを意味する(3条(a))。	「意匠」とは、形、形状、模様又は装飾の特徴であつて工業的方法若しくは手段により感知される線、色彩、織り方、形状、音声、弾性、物質的その他の様々な模様のすべてを意味する(3条(a))。	「意匠」とは、形、形状、模様又は装飾の特徴であつて工業的方法若しくは手段により感知される線、色彩、織り方、形状、音声、弾性、物質的その他の様々な模様のすべてを意味する(3条(a))。	意匠:産業又は工芸で使用することができる革新的な3次元形状。産業図面:産業又は工芸で使用することができる製品を生み出す線又は色の革新的な創作。(1条)	製品の全体又は部分の外観であつて、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するもの(L511条1)
意匠特有の制度	・部分(2条) ・一意匠(7条) ・組物(8条) ・関連(10条) ・分割(10-2) ・変更(18条) ・秘密(14条)	・多意匠一出願(31条)	(実務上、部分意匠も複数意匠も出願可能)	・多意匠一出願(37条)	・部分(2条) ・類似(7条) ・組物(12条) ・秘密(13条) ・動的(基準3条3項)	・部分(新121) ・関連(新127) ・組物(新129) ・動的(基準3篇2章1.4.1)	・組物(2条) ・多意匠一出願(13条) ・部分(ガイトライ)	・組物(規則2条(e))	・多意匠一出願(1377条1)	・秘密(106条) (実務上、セット意匠、動的意匠も可)	・多意匠一出願(22条) (1)(c)(d) (実務上、部分意匠、セット意匠も可)	・組物(1条)	・多意匠一出願(28条) ・公告延期(35条)	(実務上、部分意匠可)	・多意匠一出願(45条)	・部分(511条1) ・多意匠一出願(規則512条3) ・簡易出願(512条2)	
権利期間	設定登録の日から20年	出願日から10年(42条)	付与日から14年(173条) 改正後は登録から15年	出願日から5年間、25年を限度(12条)	設定登録日から15年(40条)	出願日から12年(113条)	出願日から5年間、25年まで(28条)	登録日から10年間、5年間延長可(11条)	出願日から15年、10年延長可(1363条)	出願日から10年、5年を3回延長可(108条)	出願日から5年、又は更新により出願日から10年(46条)	(a)美的意匠:15年、 (b)機能的意匠:10年(22条)	出願日から5年、25年まで5年毎に更新可(12条)	登録日から5年、15年まで5年毎に延長可(12条)	意匠、産業図面の保護期間は出願日から10年(49条)	出願日から5年間、25年まで5年毎に延長可(L513条1)	
意匠の開示の特徴	・物品の説明(様式2) ・意匠の説明(6条) ・正投影、等角投影、斜投影(様式6) ・写真、ひな形、見本(規則4、5条) ・破線(様式)	・図面又は写真(規則27条) ・簡単な説明(名称、用途、設計要点を明記:規則28条)	・表面陰影・破線は可視の外周構造か、権利請求外 ・写真とインク図面の組合せ不可(規則1.152) ・図面の簡単な説明(規則1.154)	・一意匠7図まで、 ・1出願における意匠の数には制限なし(ガイトライ) ・100語以下の説明も可(委規1条)	・審査登録出願書又は無審査登録出願書(9条) ・3D画像提出可(基準3条) ・少なくとも1図(2010年1月に6図から1図へ:規則5条)	・図面説明書(物品の名称、創作の説明、図面:117条)(新法では明細書と図面) ・斜視図+6面図又は2以上の斜視図(細則33条)	・英語、中国語による新規性の陳述書(規則8条) ・斜視図必要(ガイトライ)14(5)	・写真、トレーニング、CG、見本も可(規則14) ・破線は権利請求外(基準) ・斜視図が好ましい(ガイトライ)	・物品の表現、物品の全体図、明細、本質的特徴の一覧表(1377条)	・対象物の使用分野、必要な場合は明細書・クレーム(101条) ・三次元の場合、斜視図は必須(基準11.4.1)	・各意匠の表示又は表示であるとは認められなければならない情報が必要(規則3.01) ・陰影は一般に湾曲した表面を表示(基準14.5)	・定義陳述書に物品の特徴に関する説明陳述書を付することができる(規則12.15) ・回路配置等の機能的意匠には説明陳述書が必要(規則15)	・図面等の複製に適したものの、説明書、使用される物品の一覧(26条) ・表現物とは…図面、画像等の手段で作成されたもの(基準2.2.2)	・複数の図形が示される場合は…場合に応じて斜視図、正面図、側面図、平面図、その他として、明示されなければならない(規則27)	・出願には一つ以上の産業図面又は意匠を含めることができる。ただし、図面又は意匠の合計数が20を超えない場合に限られる(45条)	・一つの出願に100の意匠まで含めることができる(規則512条3)	
実体審査の有無	あり ただし、無効審判請求可(48条) 編者:注*)トルコについては実体審査を行っているとの調査報告書等もあり、なお調査が必要であると考えられる。	なし(予備審査のみ:40条) ただし、評価報告書制度がある(専利法61条)	あり(131条を準用する)171条	なし(45条) ただし、抗告後の無効申請制度がある(24条)	あり(25条) ただし、規則9条3項で指定する物品は無審査登録出願のみ可(9条6項)	あり(120,121条) ただし、登録取消制度がある	なし(27条)	あり(5条)	あり(1391条1)	なし(106条) ただし、新規性・独創性に関する審査請求可、実体審査の見解書が発行される(111条)	なし(24,25条) ただし、登録後に何人かの請求又は登録官の発意により審査することができる(62~65条)	なし(15条) 編者:注*)	あり(7条)	あり(44条) ただし、実際には審査は行われていないとの情報有り	なし(L512条2)		
意匠分類	日本分類	国際意匠分類(ロカールノ分類)	アメリカ合衆国分類	ユーロ国際意匠分類(ユーロロカールノ分類)	韓国分類	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	国際意匠分類(ロカールノ分類)	

【1. 制度】意匠に関する、貴国の産業財産権の制度について、以下の設問にお答え願います。		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージランド	アラブ首長国連邦	フランス	
Q1-1 貴国には、①意匠の法律(法的拘束力のあるもの)、②方式審査基準(法的拘束力のあるもの)や③意匠審査基準(法的拘束力のないもの)がありますか。	意匠の法律	ある		ある	ある	ある	ある	ある	ある(詳細は、R-1を参照)	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	
	方式審査基準	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある(詳細は、R-1を参照)	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	
	意匠審査基準	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある(詳細は、R-1を参照)	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	
Q1-2(1) 意匠出願の図面の記載要件の確認、公序良俗の審査を行う専門部署	□ある(担当者数)	ある	中国特許庁では、意匠審査部を設けているが、左記のような部署分けはない。意匠審査部には約200人の担当者がいる	ある(USPTOのテクノロジーセンター(TC) 2900が意匠特許出願の審査を行う)人数は約200人	ある(意匠部門の審査官16人)	ない	ない	ない	ない(専門部署自体はないが、こうした問題を調査する審査官を任命することはできる)	ある(ロシア特許庁の意匠部門が行う担当者数:約50人)	ある(4人)	ない	ない	ある(4人(公序良俗の審査は行わない))	ある(2人)	そのような管理をする専門部署はない。担当者が審査の全手順を行う		
	□ない										≒4名							
Q1-2(2) 分類付与・確認を行う専門部署	□ある(担当者数)	ある(意匠部門)		ある(担当者数は不明)	ある(意匠部門)	ある(約3人)	ない	ない	ない(専門部署自体はないが、こうした問題を調査する審査官を任命することはできる)	ない	ある	ある(4人)	ない	ない	ある(2人)	ない		
	□ない										≒4名							
Q1-3 貴国では、意匠出願の実体審査を行っていますか。下記の当てはまるものを記入をお願いします。□すべての出願について行っている、□一部の意匠出願について行っている、□行っていない(編者:注*)トルコについては実体審査を行っているとの調査報告書等もあり、なお調査が必要であると考えられる。		すべての出願について行っている	行っていない	すべての出願について行っている	行っていない	一部の意匠出願について行っている	すべての出願について行っている	行っていない	すべての出願について行っている	すべての出願について行っている	行っていない	方式審査によって登録後、請求がされたものに限って行う	行っていない	行っていない(編者:注*)	すべての出願について行っている	実体審査は規則で定められているが、業務として、まだ特許庁で採用されていない	行っていない	
Q1-4 実体審査を行う専門部署がありますか。専門部署がある場合には、その専門部署の担当者数を記入願います。		専門部署がある	ない	専門部署がある(担当者 約120人)	ない	専門部署がある(担当者 約40人)	専門部署がある(担当者 約14人)	ない	ない(実体審査の実施は、審査官/長官補(Assistant Controller)に委ねられている)	専門部署がある(ロシア特許庁の意匠部門(担当者数:約50人))	出願人または第三者の請求に応じて、しかるべき審査が行われる	専門部署がある(担当者 約6人)	ない	ない(編者:注*)	専門部署がある(2人)	ない	ない	
Q1-5 実体審査を行っている国に質問します。新規性の判断について、行っている先行調査に当てはまるものを下記のの中からすべてご記入下さい。□自国の意匠公報、□他国の意匠公報、□特許公報等、□公知資料(雑誌・カタログ、インターネット、その他)		自国公報、外国公報、雑誌、カタログ、インターネットの公知資料	N/A	自国公報、他国の意匠公報、特許公報等、公知資料	N/A	自国公報、日本、米国、ヨーロッパの公報、雑誌、カタログ、インターネットの公知資料	自国公報、日本、米国、ヨーロッパの公報、雑誌、カタログ、インターネットの公知資料	N/A	特許公報等(詳細は、R-1を参照)	自国公報、義務的な調査として日本、米国、フランス、英国、ドイツ、スペイン、WIPO、OHIMの公報、雑誌、カタログ、インターネットの公知資料	N/A	自国公報、義務的な調査として米国、ヨーロッパ、特許公報の公報、雑誌、カタログ、インターネットの公知資料	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
Q1-6 右記の事項について貴国の状況を教えてください。(制度の有無をお教えください。) 編者:注*)OHIM回答では新規性喪失は「ない」との回答であるが、国際展示優先権(CDR44条、審査基準10.2)は認められると考えられる。第II部参照のこと。 編者:注*)香港では、新規性喪失の例外が認められると考えられる(条例第9条)。第II部参照のこと。 編者:注*)トルコは、部分意匠制度が「ない」と回答であるが、実務として認められているとの情報もありなお調査が必要であると考えられる。	部分意匠制度	ある	ない	ある	ない	ある	ない(2013年1月1日から新法が施行されると、あり)	ある	ない(詳細は、R-1を参照)	ない	ない	ある	ある	ない(編者:注***)	ある	ない	ある	
	関連意匠制度	ある	ある	ある	ない	ない(関連意匠と類似する類似デザイン制度を採用している)	ある	ある	ない	ない	ない	回答なし	ある	ない	回答なし	ない	ない	
	多意匠一出願制度	ない	ある	ない	ある	ある	ない	ある	ない	ある	ある	ある	ない	ない	ある	ある	ある	
	特許、意匠の間での出願変更制度	ある	ない	ない	ない	ない	ない	発明特許および実用新案の出願は意匠出願へ変更でき、意匠出願は実用新案出願へ変更でき、実用新案出願は発明特許出願へ変更できる。しかし、意匠出願を発明特許出願へ直接変更することはできない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	なし
	早期審査制度	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ない	ない	ない	ない	(場合によっては)ある	ない	ある	ない	回答なし	ない	ない
	新規性喪失の例外	ある	ある	ある	ない(編者:注*)	ある	ない	ない(編者:注***)	ある(詳細は資料R-1を参照)	ない	ない	ない	ある	ない	ある(12ヶ月のグレースピリオド)	ある(秘密開示と指定博覧会展示)	ない	ある
各種料金減免制度	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ある	ない	

【2. 意匠の保護客体】貴国で保護される意匠について、以下の設問にお答え願います。	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス
<p>Q2-1 貴国において、意匠の法律によって保護される意匠の定義について、記入して下さい。</p>	<p>「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの(2条)</p>	<p>「意匠」とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せについて出された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう</p>	<p>米国では、意匠とは、製造物品に取り入れられる若しくは適用される視覚的、装飾的な特徴で構成されるもの、意匠特許出願の対象は、物品の外若しくは形状、物品に適用される表面装飾、又は外形と表面装飾の組合せに関するものとする事ができる</p>	<p>意匠理事会規則第3条(a)：「意匠」とは、製品の全体又は一部の外形であって、その製品自体及び/又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び/又は素材の特徴から生じるものをいう</p>	<p>「デザイン」とは、物品(物品の部分(第12条を除く)及び書体を含む、以下同じ)の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起させるものをいう(デザイン保護法第2条第1号)</p>	<p>「意匠」とは、物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を指す。類似意匠とは、同一人がその所有する別の意匠に基づいて創作したものであって、その構成が類似しているものを指す(台湾専利法第109条)</p>	<p>工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成物品において視覚に訴え、かつ視覚で判断されるものをいう</p>	<p>意匠法第2条(D)に規定されている(詳細は、R-1を参照)</p>	<p>「意匠」とは、工業製品または手工芸品の外観を定義する、美術的・構造的解決策をいう</p>	<p>物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的効果をもたらす、工業生産のために用いられる、ひな形にすることができるとは、「意匠」とみなされる</p>	<p>「意匠」とは、製品に関連して、その製品の1又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観をいう(詳細は、R-4を参照)</p>	<p>「意匠」とは、美的意匠又は機能的意匠をいう(詳細は、R-4を参照)</p>	<p>意匠法554号第3条(a)：「意匠」とは、物品又はその装飾の全体又は部分の外観を構成するものとして五感により感知される線、色彩、織り方、形状、音声、弾性、物質的其他の特徴などの様々な模様のすべてを意味する</p>	<p>「意匠」とは、形状、模様又は装飾の特徴であって工業的方法若しくは手段によって物品に用いられ、製品においては視覚に訴え若しくは視覚によってのみ判断されるものをいうが、構造については方法若しくは原理を含まず又はその形若しくは形状に形成される当該物品が果たす機能によってのみ定まる形若しくは形状の特徴を含まない</p>	<p>産業図面：産業又は工芸で使用する物品を生み出す線又は色の革新的な創作。意匠：産業又は工芸で使用する革新的な3次元形状</p>	<p>「意匠」とは製品またはその一部の外観であって、その線、輪郭、色彩、形状、織り方、材質および/または装飾に由来するもの。(知的財産法第L511条1)</p>
<p>Q2-2 貴国の意匠の法律によって保護される意匠の保護対象について、該当するかしないかをすべてお答え下さい。選択肢以外に保護対象がある場合は、「その他」欄に記入して下さい。</p> <p>【編者注*】「動的意匠」はMotion Designと訳したため、実際に動いている物品が意匠の対象となるかどうかと解されて回答がなされている。従って、我が国で言う動的意匠が保護されるか否かは、その内容を具体的に質問したQ6-3を参照のこと。</p> <p>【編者注**】「包装ラッピング」はPackagingと質問したため、「包装容器」が保護対象に該当するかどうかとの問いに解され回答されたと考えられる。</p>	<p>□有体物(不動産を含む) 該当しない</p> <p>□有体物(不動産を含まない) 該当する</p> <p>□3次元(3D)画像 該当しない</p> <p>□極小意匠(肉眼で視認できないもの) 該当しない</p> <p>□建築物 該当しない</p> <p>□ホログラム 該当しない</p> <p>□動的意匠【編者注*】 該当する</p> <p>□光(火花、イルミネーション等) 該当しない</p> <p>□グラフィックシンボル 該当しない</p> <p>□店舗等の室内ディスプレイレイアウト 該当しない</p> <p>□包装ラッピング【編者注**】 該当しない</p> <p>□アイコン 該当しない</p> <p>□画像(表示される物品を特定して) 該当する</p> <p>□画像のみ(表示される物品を特定しない) 該当しない</p> <p>□設計図 該当しない</p> <p>□テキスタイル(布として) 該当する</p> <p>□テキスタイルのみ(物品を特定しない) 該当しない</p> <p>□その他() なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>判例が不十分</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>	<p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当しない</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>該当する</p> <p>なし</p>

【3. 意匠の開示方法】貴国の意匠出願に関する、意匠の開示方法について、以下の設問にお答え願います。		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージランド	アラブ首長国連邦	フランス	
Q3-1 貴国へ意匠出願する場合に認められる意匠の出願形式について、当てはまるか当てはまらないかをすべて記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 書面	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	
	<input type="checkbox"/> 電子的な記録媒体	認められない	認められない	認められる	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない	
	<input type="checkbox"/> 電子メール	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	
	<input type="checkbox"/> インターネット	認められる	認められない	認められない	認められる	認められる	認められる	電子出願として認められる	認められない	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	
	<input type="checkbox"/> その他	なし	認められる(電子システム)	なし	ファックス	なし	なし	なし	なし	なし	なし	ファクシミリ、Business to Business	なし	なし	なし	なし	Fax	
Q3-2 貴国へ意匠出願する場合に認められる意匠の表現形式について、当てはまるか当てはまらないかをすべて記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 図面	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	
	<input type="checkbox"/> 写真	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	
	<input type="checkbox"/> 見本	認められる	認められない	認められない	認められる	認められる	認められない	登録官が請求する場合を除き、見本は提出しない	一般的には認められない	認められない	認められない	簡単に移動でき平面上で他の書類と保管できるものは認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	認められる	
	<input type="checkbox"/> その他	なし	なし	なし	CG描画	CG描画	CG描画	なし	CG描画	CG描画	CG描画	なし	なし	CG描画	なし	なし	なし	
Q3-3 意匠出願の表現形式に関連して特別な料金制度がある場合、それはどのような制度ですか。当てはまるか当てはまらないかをすべて記入して下さい。 編者:注*)ロシア「電子化手数料」で「制度なし」となっているがでは静止画電子画像の出願は可能と考えられる。第II部参照のこと。	課金制度																	
	<input type="checkbox"/> 電子化手数料	制度あり	制度なし	制度なし	制度なし	制度あり	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度あり(銀行の領収証)	制度なし	制度なし	制度なし
	どのような場合に(自由記載)	電子出願で可能な手続を書面により行う場合	-	-	-	電子文書で提出可能な書類を書面で提出する大部分の場合(例:審査登録出願書)	-	-	-	-	-	-	-	-	電子出願で可能な手続を書面により行う場合は、総てに適用される	-	-	-
	料金内容(自由記載)	1200円+700円×枚数	-	-	-	審査登録出願書:6万ウォン→7万ウォン	-	-	-	-	-	-	-	-	出願で納入すべき手数料(詳細は、R-4を参照)	-	-	-
	<input type="checkbox"/> 保管手数料	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度あり	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
	どのような場合に(自由記載)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	回答なし	-	-	-	-	-	-	-
	料金内容(自由記載)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	回答なし	-	-	-	-	-	-	-
	<input type="checkbox"/> その他	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	手数料は現金または小切手で納付する	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	どのような場合に(自由記載)	-	-	出願サイズ手数料:100枚を超えた場合、50枚ごとに追加料金	-	-	-	-	-	すべての場合	-	-	-	-	-	-	-	-
	料金内容(自由記載)	-	-	\$310	-	-	-	-	-	意匠法第1附則に規定されている	-	-	-	-	-	-	-	-
減免制度																		
<input type="checkbox"/> 出願数又は意匠数に関連して	制度なし	制度なし	制度なし	出願数又は意匠数に関連して	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	
どのような場合に(自由記載)	-	-	-	複数出願の場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金内容(自由記載)	-	-	-	(詳細は、R-4を参照)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<input type="checkbox"/> その他	なし	その他の制度あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	制度あり	なし	なし	なし	あり	なし	
どのような場合に(自由記載)	-	費用納付に困難がある場合、費用の軽減を請求できる。中国人のみが対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電子的B2B出願(B2B:Business to Business 仮想専用回線)	-	-	-	個人と企業で料金に差が設けられている	-	
料金内容(自由記載)	-	軽減可能な費用は、出願料、不服審判請求料、年金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AUD100の減額	-	-	-	-	-	

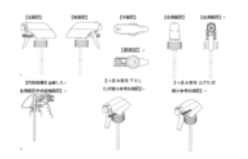
【3, 意匠の開示方法】の続き Q3-4 貴国へ意匠出願する場合に認められる意匠の表現手法について、何らかの規定はありますか。また、それはどのようなものですか。以下の選択肢に当てはまるか当てはまらないかを記入し、選択肢以外のものは、自由記載欄をご利用下さい。		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
図面による表現の場合																		
規定 どのような規定ですか																		
図の数	<input type="checkbox"/> 一意匠あたり__図まで	規定なし	規定なし	100枚まで	7図まで	規定なし	7図まで	回答なし	8図でないとしても、審査官が十分であると認める数	物品の外観の全面的かつ詳細な認識を示す物品に係る一連の図面:斜視・正面・背面...右側面図が必要	規定なし	各図面用紙の5枚のコピーを提出ができる。図面や用紙の枚に制限はない	規定なし	規定なし	規定なし	20図まで	100図まで認められる	
図の大きさ	<input type="checkbox"/> (自由記載)	横150mm、縦113mm(様式6備考6)	3cm×8cm～15cm×22cmの範囲内とされる	97CFR1.84に記載されている	書面: max 26.2 x 17cm 電子出願: 1画像あたり5Mb, 17cm x 24cm, 2008x283 dpiピクセル	規定なし	規定なし	下記注1を参照(注1:知識産権署(IPD)がイテラティブが存在する)	図の大きさについて規定はないが、詳細が鮮明に見える大きさであること	A4サイズ	規定なし	各表現物はプリントされるかA4シートに張り付けられなければならない	A4サイズ	8x8 cm, 8x16 cm または 16x16 cm	A4サイズで左側マージンが5cm あること	10 x 20 cmまで	8cm×8cm	
図法	例) 正投影図法、斜め方向のものに限り、等角投影図法、斜投影図法を認める <input type="checkbox"/> (自由記載)	正投影図法、等角投影図法、斜投影図法	正投影図法が認められる	平面図、立面図、断面図、斜視図、分解組立図が認められる。特許規則§1.84を参照	規定なし	向きや内容を示す図面で提出する場合は正投影図法を用いなければならない	専利法施行細則規則33, 第3段落等に規定あり(詳細は、R-3を参照)	上記注1を参照	斜視図、正面図、側面図等について、2003年意匠規則14(3)に規定あり。	規定なし	規定なし	描画が明瞭でコピーによる複製が可能であれば、特別な図法は規定されていない	規定なし	斜視図法の技術的視図法が推奨され、2以上の平面図で補足することができる	規定なし(線とグレースケールは認められる)	写真、図、トレース、立体の場合は、その意匠の各面(図)のコピー	正投影図法、等角投影図法、斜投影図法を認める	
図の表記	<input type="checkbox"/> 向きや内容を示す	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる	上記注1を参照	2001年意匠規則14(6)に規定あり(詳細は、注R-1を参照)	認められる	回答なし	認められる	認められる	認められる(説明において具体的に言及)	認められる	認められない	認められる
	<input type="checkbox"/> 番号の付記	認められない	認められない	認められる	認められる (fig.1.1.1.1-2等)	認められる	認められない	認められない	認められない	認められる	回答なし	認められる	認められない	認められない	認められない	認められる	認められる	認められる
	<input type="checkbox"/> その他	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	認められる	回答なし	各図及び番号を記述した図面リスト	なし	参照番号は使用できない	なし	なし	なし	なし
図の省略	<input type="checkbox"/> 二次元であって裏面が無模様のものは裏面の省略可	認められる	認められる	認められる	規定なし	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる(2次元の対象物は図1つの提出で十分)	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められない	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> 立体物で図が同一又は対称の場合はどちらか一方を省略可能	認められる	認められる	認められる	規定なし	認められる	認められる	認められない	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められない	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> その他(自由記載)	なし	なし	なし	なし	常に設置または固定されているため底面を見ることができない場合、および画像デザインの場合	なし	注1を参照	なし	2つの図が同一又は対称の場合でも、両方とも提出する必要がある。	なし	特別な要求はない	なし	該当する場合、少なくとも1の立体図面があることを推奨	審査官は通常、物品全体が示されていることを要求する	なし	なし	
必要図面以外の図の追加	<input type="checkbox"/> 認めていない	認められる	認められる	認められる	規定なし	認められない	認められない	認められる	認められない(拡大図の提出を求められる場合がある。ただし、斜視図は必須(2001意匠規則14(6))	認められない(必要な図は次の通り:斜視図、正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図、右側面図。必要な図に加えて、審査官の理解を高めるために、拡大図を提出することができる。)	認められない	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	<input type="checkbox"/> 展開図、断面図、拡大図、斜視図、画像図等	認められる	認められる	認められる	規定なし	認められる	認められる	認められない(編者:注*)	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる
	<input type="checkbox"/> その他(自由記載)	なし	なし	なし	なし	なし(編者:注*)	なし	上記注1を参照	なし	なし	なし	表現物の数、種類に制限はないが、不必要な図面は権利範囲を減縮する	なし	これらの種類の図のうち、断面図以外は認められる	このような図面は通常認められるであろう	なし	なし	
参考図	<input type="checkbox"/> 認めていない	認められる	認められる	規定なし	規定なし	認められる	認められる	認められる	認められない	認められない	認められない	認められる	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> 意匠の理解を助ける必要がある場合に認める	認められる	認められる	規定なし	規定なし	認められない	認められる	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> 使用状態を示した図であれば認める	認められる	認められる	規定なし	規定なし	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> 引き込み線や説明が記載された図を認める	認められる	認められない	規定なし	規定なし	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	その他(自由記載)	なし	なし	なし	なし	十分に表現することができない場合は、必要な図面を参考図として追加可能	なし	上記注1を参照	なし	参考図は公開されないが審査官が意匠についての理解を高めるのに役立つ	なし	特別な理由なく認められる	なし	なし	なし	なし	なし	なし

【3, 意匠の開示方法】の続き Q3-4 の続き		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージランド	アラブ首長国連邦	フランス
線の種類	<input type="checkbox"/> 透明部の表現でその他の線と使い分ける	認められる	認められる	認められる	認められない	規定なし	規定なし	認められない	認められる。物品において保護を求めない要素を示すために、使用することができる(詳細は、R-1を参照)	規定なし	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められる
	<input type="checkbox"/> 材質の表現でその他の線と使い分ける:具体的に自由記載	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	規定なし	認められない		規定なし	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められる
	<input type="checkbox"/> 【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 意匠登録を受ける部分とその他の部分で使い分ける	認められる	N/A	認められる	認められる	認められる	規定なし	認められない	N/A	N/A	N/A	認められる	認められる	認められる	認められる	規定なし	認められる
	<input type="checkbox"/> その他(自由記載)	なし	N/A	なし	なし	なし	なし	注1を参照	なし	なし	破線は総ての場合に認められない	なし	なし	意匠登録に該当しない部分を示すために点線/破線が使用される	部分意匠は点線で部分を区別。点線は一定長尺断面図の破断部にも使われる	なし	なし
色彩の有無及び表現	<input type="checkbox"/> 線のみを図を認めるか	認められる	回答なし	認められる(注*:注*)	認められない	認められる	認められる	回答なし	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	<input type="checkbox"/> 色彩を含む図を認めるか	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	<input type="checkbox"/> 図面以外(願書等)の記載による色彩の特定を認めるか <input type="checkbox"/> 【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 色彩の塗り分けによって、意匠登録を受けようとする部分の特定を認めるか	認められる	認められない	認められない	認められない	認められる	認められる	認められる	認められる注1を参照	認められない	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	認められる	N/A
陰影等の表現	<input type="checkbox"/> 認めていない/認められる	認められる	認められない	認められる	認められない	認められない	規定なし	認められる	認められない	規定なし	規定なし	認められる	規定なし	認められない	認められる	認められない	認められない
	<input type="checkbox"/> 認めているが一定の制約がある(→どのような制約ですか?)	立体を表現するための「陰」は認められる。	認められない	視認性を低下させないこと	ディスプレイームの表示として使用する	模様と混同されない範囲内で細線、点または濃淡等を制限的に使用可能	規定なし	認められる注1を参照	認められない	規定なし	規定なし	制限なく認められる	規定なし	認められない	認められる グレースケールが認められる	認められない	認められない
対象となる意匠以外の記載 編集者	<input type="checkbox"/> 背景の映り込みを認める	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められる	規定なし	認められない	認められない	規定なし	認められない	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> マネキン、モデル(人物)等の映り込みを認める	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	認められる	規定なし	認められない	マネキンの映り込みは認められる	規定なし	認められる	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> 引き込み線や図の中に記載された説明を認める	認められない	認められない	認められない	認められない	原則的に認めないが、そのデザインの要旨把握が可能な範囲内で可能	認められる	認められる	認められない	認められない	規定なし	認められない	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし
	<input type="checkbox"/> その他、認められるもの(自由記載)	参照図として認められる	マネキンがないと、意匠をうまく表現できない場合のみ、マネキンを認める	認められない	認められない	なし	参照図面として認められる	なし	なし	なし	なし	なし	表現物の理解のためを除き、説明記述は含めてはならない	なし	これらの物については規定があり(施行規則第9条)、認められないとされている	点線その他の線は、物品の特定箇所のデザインを表示する	なし
写真による表現の場合																	
<input type="checkbox"/> 写真による表現を認めていないその理由()		認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる(注2:知識産権署(IPD)がライオン存在)	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
写真による表現を認めている場合どのような規定ですか																	
写真の数	<input type="checkbox"/> 一意匠あたり_図まで	規定なし	規定なし	規定なし	7枚まで	規定なし	7図まで	注2を参照	8枚まで	物品の外観の全面的かつ詳細な認識を示す物品に係る一連の写真	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	20図まで	100枚まで認められる
	<input type="checkbox"/> 自由記載	横150mm、縦113mm(様式6備考6)	通常A4紙以下とされる	規定なし	max 26.2x17cm	最大横10cm×縦15cm以下、最小縦7cm×横10cm以上	規定なし	注2を参照	細部が鮮明に見えること大ききであること。	18x24 cm、13x18 cm、または9x12 cm	規定なし	A4用紙に張り付けられなければならない	A4サイズ	8x8 cm、8x16 cm、16x16 cm	A4サイズで左側マージンが5cmあること	10 x 20 cmまで	8cm×8cm
鮮明度	<input type="checkbox"/> 自由記載	規定なし	規定あり(詳細は、R-1参照)	規定なし	印刷解像度:最低300 DPI	規定なし	専利法施行細則規則33, 第3段落に規定あり(詳細は、R-3を参照)	注2を参照	細部が鮮明に見えること	写真は鮮明であること	規定なし	オリジナルで鮮明であり、耐久性があり(ボロボロ不可)、フロッピーで複製可能であること	規定なし	規定なし	鮮明であって、明瞭な複製物ができるものでなければならない	規定なし	可能な限り高解像度であれば認められる
	<input type="checkbox"/> モノクロ写真を認めるか	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
色彩の有無及び表現	<input type="checkbox"/> カラー写真を認めるか	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる
	<input type="checkbox"/> 【部分意匠制度のある国】 <input type="checkbox"/> 写真の上から別の色で塗りつぶすことを認める	認められる	N/A	認められない	認められない	認められる	N/A	認められる	N/A	N/A	N/A	認められる	認められない	N/A	認められない	N/A	認められる

【3, 意匠の開示方法】Q3-4 (続き)		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
対象となる意匠以外の記載	<input type="checkbox"/> 背景の映り込みを認める	認められない	認められる	認められない	認められない	デザインの対象と混同を生じさせない範囲で可能	認められる	規定なし 注2を参照	認められない	認められない	規定なし	認められる	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし	
	<input type="checkbox"/> マネキン、モデル(人物)等の映り込みを認める	認められない	マネキンがないと意匠をうまく表現できない場合のみマネキンを認める	認められない	認められない	規定なし	認められる	規定なし 注2を参照	認められない	マネキンの映り込みは認められる	規定なし	認められる	規定なし	認められない	規定なし	規定なし	規定なし	
	<input type="checkbox"/> 引き込み線や図の中に記載された説明を認める	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	参照図面として認められる	認められる 注2を参照	認められない	認められない	規定なし	認められない	規定なし	認められない	施行規則第9条があり認められないとされている	規定なし	規定なし	規定なし
見本による表現の場合		認められる	認められない(特59条2項によれば意匠の権利範囲は図面又は写真に示された物品の意匠を基準とする)	認められない	認められる	認められる	回答なし	N/A	一般に認められないが、独自にあるいは審査官が要求した場合に見本が提出される場合がある	認められない(保護の範囲を確定する本質的特徴はすべて意匠の表現の中で確認できるものでなければならない)	回答なし	認められる	認められない	認められない(理由(施行規則第9条))	認められない	認められない	認められる	
規定	どのような規定ですか?	厚さがセリメートル以下																
マネキン等の付属品	<input type="checkbox"/> 認めていない	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	回答なし	N/A	認められない	認められない	回答なし	認められる	規定なし	認められない	規定なし	回答なし	認められない	
	<input type="checkbox"/> 認めているか一定の制約がある(→どのような制約ですか?)	認められない	認められない	認められない	認められない	規定なし	回答なし	N/A	認められない	認められない	回答なし	A4用紙に張付けられフォトコピーで複製されなければならない。平面布、写真が望ましい	規定なし	認められない	規定なし	回答なし	認められない	
CG等電子的な画像による表現の場合		認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	回答なし	注3を参照(注3: 関連する判例法が自国に存在しない)	2000年意匠法では、コンピューター・グラフィックスによる表現を認めているが、その使用に関するガイドラインはない(2001年意匠規則14(1)。そのため、それ以上の質問に回答することができない)	認められない	認められる	認められる	認められない(保管手段がないため)	認められる	認められる	認められない	認められる	
規定	どのような規定ですか?																	
画像の種類(静止画/動画)(编者:注*)ロシアではCG出願は認められられると考えられる。第II部参照のこと。	<input type="checkbox"/> 静止画のみ認める	認められる	認められない	認められない	認められる	認められる	回答なし				認められる	認められる		認められる	認められる	回答なし	認められる	
	<input type="checkbox"/> 動画も認める	認められない	認められない	認められない	認められない	認められる	回答なし				認められない	認められない	認められない		認められない	認められない	回答なし	認められない
画像の数	<input type="checkbox"/> 一意匠あたり_図まで	規定なし	規定なし	認められない	7図まで	規定なし	回答なし				規定なし	規定なし		回答なし	回答なし	回答なし	100画像まで提出可能	
認められるデータフォーマット	<input type="checkbox"/> JPEG	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	回答なし			規定なし	規定なし	認められる		回答なし	回答なし	回答なし	認められない	
	<input type="checkbox"/> BMP	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	回答なし			規定なし	規定なし	認められる		回答なし	回答なし	回答なし	認められない	
	<input type="checkbox"/> GIF	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	回答なし			規定なし	規定なし	認められる		回答なし	回答なし	回答なし	認められない	
	<input type="checkbox"/> その他()	認められない	TIFF	認められない	なし	TIFF, 3DS, DWG, DWF, IGES, SWF, MPEG, WMV, Animated GIF	なし			規定なし	規定なし	なし		なし	PDF	なし	ペーパー・ドキュメント	
画像データの量(重さ)	<input type="checkbox"/> _ まで	JPEG (200dpi)、BMP及びGIF (400dpi)	画素72~300、サイズ≦150mm×220mm	認められない	1出願 200MBまで	1画像あたり5Mb	回答なし			A4サイズ	規定なし	規定なし		回答なし	規定なし	回答なし	回答なし	
色彩の有無及び表現	<input type="checkbox"/> モノクロ画像を認めるか	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	回答なし			認められる	認められる	認められる		認められる	認められる	回答なし	認められる	
	<input type="checkbox"/> カラー画像を認めるか	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	回答なし			認められる	認められる	認められる		認められる	認められる	回答なし	認められる	
	<input type="checkbox"/> 画像以外(願書の記載等)の記載による色彩の特定を認める	認められる	認められない	認められない	認められない	認められる	回答なし			認められない	認められない	認められる		認められない	認められない	回答なし	認められない	
	<input type="checkbox"/> 【部分意匠制度のある国】色彩の塗り分けによって、意匠登録をうけようとする部分の特定を認める	認められる	N/A	認められない	認められる	認められる	回答なし			N/A	N/A	認められる		N/A	認められない	N/A	認められない	

【4、意匠の表現に関する願書記載事項】貴国の意匠出願に関する意匠の表現に関する願書記載事項について		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージールランド	アラブ首長国連邦	フランス
Q4-1 貴国へ意匠出願する場合の提出書面の内容(記載項目)について																	
意匠に係る物品 □必須、□任意、□項目なし		必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須
物品の説明 □必須、□任意、□項目なし		任意	項目なし	必須	項目なし	項目なし	必須	項目なし	必須(審査官が物品の説明を要求した時に限られる)	必須	必須	必須(場合による)	必須	項目なし	項目なし	必須	任意
意匠の説明 □必須、□任意、□項目なし		任意	必須	項目なし	任意	必須	必須	項目なし	項目なし	必須(意匠の説明の提出は必要)	任意	任意	任意	必須	必須	必須	任意
部分意匠の表示 □必須、□任意、□項目なし		必須	N/A	必須	項目なし	必須	必須	必須	N/A	N/A	N/A	任意	任意	N/A	必須	N/A	任意
Q4-1-1 意匠に係る物品の欄に記載には、どのような規定がありますか。 例1) 日本の場合、経済産業省令で定める物品の区分(別表第1の下欄)によらなければならない。当該区分のいずれにも属さない物品については、物品の説明の欄に使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。 例2) ロカール/分類に含まれる物品であれば認める。		区分のいずれにも属さない物品について記載する	国際意匠分類に含まれる物品であれば認める	意匠を適用する物品の性質や用途についての短い説明を加える必要がある	ユーロロカール/分類制度/ロカール/分類の1クラスに意匠を分類できるように、物品を表示しなければならない	韓国の場合、知識経済部令で定める物品の区分(詳細は、R-3を参照)	意匠に係る物品をどのように記載すべきかについては明確な規定はない。意匠の分類(台湾は国際意匠分類を採用)は審査官が行う。意匠法施行細則規則32は次のように規定(詳細は、R-3を参照)	物品は、製造されるあらゆる物品を意味し、製造して販売される物品のあらゆる部分が含まれる	2000年意匠法第3附則において、工業意匠の国際分類のロカール/制度に基づく物品の分類を規定している(詳細は、R-1参照)	意匠の説明において出願人が「出願の分野」という欄に記載する。それぞれの区分については、特許庁が規定する	物品については、出願人が「出願の分野」という欄に記載する。それぞれの区分については、特許庁が規定する	国際意匠分類に含まれる物品であれば認める(詳細は、R-4参照)	国際意匠分類に含まれる物品であれば認める	施行規則第8条によれば、公知の意匠に係る物品について願書に記載する必要がある	願書には、意匠を適用する物品について記載しなければならない	国際意匠分類に含まれる物品であれば認める	工業デザインの国際意匠分類に含まれる物品は認められる
Q4-1-2 願書の①「物品の説明」及び②「意匠の説明」の欄について、認められるものにはYを、認められないものにはNを、下欄の()に記入して下さい。																	
使用目的	①()	Y	N/A	Y	N/A	N/A	Y	N	Y	Y	N	回答なし	Y	N/A	N/A	Y	N
	②()	N	Y	N/A	Y	Y	Y	N	Y(審査官が要求したときのみ記載する)	N	Y	回答なし	Y	N	Y	Y	Y
操作方法	①()	Y	N/A	回答なし	N/A	N/A	Y	N	N	N	N	回答なし	N	N/A	N/A	Y	N
	②()	N	N	N/A	Y	Y	Y	N	N	N	N	回答なし	N	N	N	Y	N
色彩・透明部	①()	N	N/A	回答なし	N/A	N/A	Y	N	N	Y	N	回答なし	Y	N/A	N/A	N	N
	②()	Y	N	N/A	Y	Y	Y	N	N	N	N	回答なし	Y	N	Y	N	Y
模様連続性	①()	N	N/A	回答なし	N/A	N/A	Y	N	N	N	N	回答なし	Y	N/A	N/A	Y	N
	②()	Y	N	N/A	Y	Y	Y	N	N	Y	N	回答なし	Y	N/A	Y	Y	N
上4つ以外に認められる記載自由記載()	①		N/A	なし	N/A	N/A	なし	なし	新規性の記載	なし	なし	なし	なし	N/A	N/A	N/A	なし
	②		なし	N/A	なし	詳細は、R-3を参照	なし	なし	権利放棄の記載	なし	なし	デザインが新規で独特の特徴を有することの記述は認められる	なし	なし	N/A	N/A	新規性のない物品の部分的権利範囲除外、物品の一定長尺断面図の説明
材質	①()	N	N/A	回答なし	N/A	N/A	Y	N	N	Y	N	回答なし	Y	N/A	N/A	Y	N
	②()	Y	Y	N/A	Y	Y	Y	N	N	N	N	回答なし	Y	N	N	Y	Y
大きさ	①()	N	N/A	回答なし	N/A	N/A	Y	N	N	N	N	回答なし	Y	N/A	N/A	Y	N
	②()	Y	Y	N/A	Y	Y	Y	N	N	N	N	回答なし	Y	N	N	Y	Y
デザインの特徴	①()	N	N/A	回答なし	N/A	N/A	Y	N	N	N	回答なし	回答なし	Y	N/A	N/A	Y	N
	②()	Y	Y	N/A	Y	Y	Y	N	Y(審査官が要求したときのみ記載)	Y	Y(任意に記載できる)	認められる	Y	Y	Y	Y	Y
上3つ以外に認められる/認められない記載自由記載()	①		物品の性能や内部構造、宣伝用語は認められない	なし	N/A	N/A	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	N/A	N/A	なし	なし
	②		N/A	説明は、公報では公開されない	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
Q4-1-3 部分意匠制度のある国に質問します。願書に部分意匠である旨を記載する場合の規定について、記入して下さい。例) 日本の場合、願書に【部分意匠】の欄を設け、「意匠に係る物品」の欄に権利の客体となる物品の名称(カメラのグリップ部の部分意匠である場合は、「カメラ」)を記載し、「意匠の説明」の欄に、図面等において意匠登録を受けようとする部分をどのようにして特定したか、その方法を記載しなければならない。		願書に【部分意匠】の欄を設ける	N/A	破線による開示は、例証目的のみで使用され、主張する意匠の一部をなすものではないと理解されている	N/A	詳細は、R-3を参照	2013年1月1日に施行される新たな専利法の下で、部分意匠制度の運用が始まるが、詳細については現時点では不明	回答なし	N/A	N/A	N/A	部分意匠であること記載する専用の欄や要件はないが、製品の名称や「新規性および識別性の記載」を利用してその製品の部分意匠であることを特定することができる	部分意匠は、物品全体の一部の「位置」に実線で示す必要がある	N/A	新規性の記載において、どの部分が新規かについて述べる。これは、意匠の表現物(representation)においても示すべきである	N/A	フランス法には、そのような記載に関する規定はない


【5. 意匠の特定・認定・補正の考え方】意匠の特定・認定・補正について、どのようにお考えですか。		日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
Q5-1 出願日確保のために十分とされる意匠の開示要件について、どのような規定(法、施行規則、細則、運用、その他)がありますか		意匠法8条	専利法第27条第2項などに記載あり(詳細は、R-1を参照)	米国では、意匠特許は少なくとも特許法第102条、第103条、第112条、第132条、第171条、第173条を遵守している必要がある	CDIR(意匠理事会規則)、CDIR(意匠委員会規則)、審査マニュアル	デザイン保護法第18条第1項に規定あり(詳細は、R-3を参照)	専利法第116条第3段客に規定されている(詳細は、R-3を参照)	法律及び規則	意匠法第5条に規定あり(詳細は、R-2を参照)	意匠の公表からロシア特許庁へ出願まで6カ月の猶予期間がある(詳細は、R-2を参照)	ブラジル産業財産法第96条に規定されている(詳細は、R-2を参照)	意匠法21条(2)及び意匠法規則3.01に於いて出願に最低限必要な要件が規定されている(詳細は、R-4を参照)	非条約出願では、意匠の図面を開示する必要があるのに対し、優先権を主張する出願では、優先権出願を引用する必要がある	施行規則第13条に規定がある(詳細は、R-4を参照)	953年意匠法、1954年意匠規則では、出願日の確保には、(a) 出願様式、(b) 手数料、(c) 少なくとも1の表示、(d) 新規性の記載が必要としている	2006年連邦法第31号によって改正された、2002年連邦法第17号、1993年閣議決定第11号	知的財産法第L511条6、共同体意匠に関する2001年12月12日理事会規則が参考になる(詳細は、R-2を参照)	
Q5-2 貴国で採用している分類はどのようなものですか。下記の当てはまるものを総て記入して下さい。□自国の意匠分類 □ロカルフ分類 □他国の分類(国名:)		日本意匠分類	国際意匠分類(ロカルフ分類)	自国の意匠分類	国際意匠分類(ロカルフ分類)	自国の意匠分類	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)	国際意匠分類(ロカルフ分類)
Q5-3 分類は誰が付与していますか。下記の当てはまるものを記入してください。□出願人、□官庁、□その他		官庁	官庁	官庁	官庁 EU (OHIM)	官庁	官庁	出願人	出願人と官庁(詳細は、R-1を参照)	官庁	官庁	官庁	出願人	出願人(代理人/意匠弁理士)	官庁	出願人	出願人及び官庁	
Q5-4 付与した分類と物品類否との間に何らかの関係がありますか。下記の当てはまるものを記入してください。□同一となる分類内の物品はすべて類似物品 □分類ごとに物品の類似範囲が決定している □その他(自由記載)		審査官が判断	同一となる分類内の物品はすべて類似物品	意匠特許の分類は、意匠特許出願において開示・主張される意匠の機能や用途の概念に基づく	回答なし	物品の区分はデザイン物品相互間の類似範囲を定めるものではない(詳細は、R-3を参照)	同一な物品は、用途が同一で機能も同一なものも指す。類似する物品は、用途が異なるもの又は用途が類似するものを指す(詳細は、R-3を参照)	類似性は判例法による	同一分類の物品はすべて、目的や用途が類似している	ロカルフ/国際意匠分類を採用している。各クラスの物品は、そのクラスの表題に示された機能を実現するような形で、相互に関連している	物品の類似と分類の間には直接の関係はない	(自由記載において) N/A	同一となる分類内の物品はすべて類似物品	同一となる分類内の物品はすべて類似物品	分類ごとに物品の類似範囲が決定している	ロカルフ分類	同一となる分類内の物品はすべて類似物品	
Q5-5 意匠の認定に至るまでの審査プロセス(方式審査・実体審査の両方を含む)について、教えてください。																		
物品の類似の範囲の特定																		
誰が何に基づいて行っていますか 例) 実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する自由記載()	実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する	中国では実体審査は行わず、方式審査を、願書の記載及び図面等により総合的に判断する	審査官による審査では、方式の遵守の確認、図面による開示の完全性の確認、クレームされた対象物と先行意匠との比較が行われる	回答なし	実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する	実体審査官が、願書の記載及び図面により総合的に判断する	N/A	N/A	1名の審査官が実体・方式の両審査を行う(詳細は、R-2を参照)	方式審査と実体審査がおこなわれる(詳細は、R-2を参照)	ブラジルでは必要な方式を満たしていれば、意匠は常に登録される	実体審査官は願書の記載と添付された図面に基づいて総合的に判断し、法と規則を遂行する	N/A	N/A	通常は審査官が方式と実体の審査を同時に行う	実体審査官が、願書の記載及び添付図面等により総合的に判断する	実体審査官が行われない	
認定できないときの扱い 例) 拒絶理由通知書の送付自由記載()	拒絶理由通知書の送付	補正通知書の送付	出願は拒絶される	回答なし	拒絶理由通知書の送付	出願人に、応答または補充を要求するオフィスアクションの送付	拒絶理由通知書の送付	拒絶理由通知書の送付	実体か方式かを問わず、拒絶理由を記載した1通の審査レポートが送付される(詳細はR-2を参照)	詳細は、R-2を参照		拒絶理由通知書の送付	N/A	N/A	審査官は拒絶の理由を送付し、拒絶を回避する書面提出期間として12カ月がある	拒絶理由通知書の送付		
形態の特定																		
図法について																		
誰が何に基づいて行っていますか 例) 方式審査官が施行規則に基づいて行う。自由記載()	方式審査官が施行規則に基づいて行う	方式審査官が審査基準に基づいて方式審査を行う	物品の類似の範囲の特定と同じ	回答なし	実体審査官が施行規則等に基づいて行う	実体審査官が施行規則及び審査基準に基づいて判断する	審査官が、ロカルフ分類に基づく図面の方式、書類の方式審査を行う	1名の審査官が実体・方式の両審査を行う(詳細は、R-2を参照)	方式審査と実体審査がおこなわれる(詳細は、R-2を参照)	方式審査官が意匠法等に基づいて判断する	意匠登録官	方式審査官が施行規則に基づいて行う	方式審査官が施行規則に基づいて行う	方式審査官が施行規則に基づいて行う	方式審査官が施行規則に基づいて行う	方式審査官が施行規則/内部の管理ガイドに基づいて行う		
認定できないときの取り扱い 例) 方式却下、出願却下自由記載()	方式却下、出願却下	補正通知の送付	回答なし	回答なし	拒絶理由通知書の送付	出願人に、応答または補充を要求するオフィスアクションの送付	方式却下、出願却下	実体か方式かを問わず、拒絶理由を記載した1通の審査レポートが送付される(詳細は、R-2を参照)	オフィスアクションが通知される(詳細は、R-2を参照)	回答なし	出願の拒絶	不備理由通知書の送付	方式を満たしていないとして、出願が却下されるが、却下を回避する書面提出期間として12カ月がある	方式却下、出願却下				
意匠が明確か																		
誰が何に基づいて行っていますか(例) 方式審査官が施行規則に基づいて行う。自由記載()	実体審査官が審査基準に基づいて行う	方式審査官が審査基準に基づいて方式審査を行う	回答なし	回答なし	実体審査官が意匠法等に基づいて行う	実体審査官が法律、施行規則及び審査基準に基づいて判断する	審査官が、ロカルフ分類に基づく図面の方式、書類の方式審査を行う	方式審査の一部とされる。	方式審査と実体審査がおこなわれる(詳細は、R-2を参照)	方式審査官が意匠法等に基づいて判断する	意匠登録官	方式審査官が意匠法等に基づいて行う	方式審査官が意匠法等に基づいて行う	実体審査官が意匠法等に基づいて行う				
認定できないときの取り扱い 例) 方式却下、出願却下自由記載()	拒絶理由通知書の送付	補正通知の送付	回答なし	回答なし	拒絶理由通知書の送付	出願人に、応答または補充を要求するオフィスアクションの送付	拒絶理由通知書の送付	実体か方式かを問わず、拒絶理由を記載した1通の審査レポートが送付される(詳細はR-2を参照)	オフィスアクションが通知される(詳細は、R-2を参照)	方式不備の通知か、拒絶理由を送付する	出願の拒絶	拒絶理由通知書の送付	拒絶理由を送付し、拒絶を回避する書面提出期間として12カ月がある	拒絶理由通知書の送付				

【5, 意匠の特定・認定・補正の考え方】の続き	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス
Q5-6 実体審査における意匠の表現の規定について、記載不備があった場合の対応																
アクション	拒絶理由通知書の送付 例) 意匠が特定できない旨の拒絶理由通知書の送付自由記載()	方式審査官は図面の不一致などの記載不備があるかを審査、ある場合は補正通知を発行して補正を命じる	オフィスアクションが出される	回答なし	意匠が特定できない旨の拒絶理由の通知、拒絶理由; デザイン保護法5条1項本文	出願人に、応答または補充を要求するオフィスアクションの送付		実体方式かを問わず、あらゆる種類の拒絶理由を記載した1通の審査レポートが送付される	ロシア特許庁の審査官は説明のオフィスを求めるオフィスアクションを出す		オフィシャルレポートを送付する			審査書面が出願人に送付される	意匠が特定できない旨の拒絶理由の送付	
具体的な対応	補正が認められない場合は補正却下 例) 補正が認められない場合は補正却下自由記載()	補正が認められない場合は補正却下	受領可能であれば補正を認める	回答なし	補正が認められない場合は補正却下(詳細は、R-9を参照)	オフィスアクションの送付、または出願の正式な却下	N/A	補正は審査官が要求するものであり、自主的な補正はない	回答なし	N/A	補正が認められないか又は新たな拒絶理由が発生した場合に補正を却下する	N/A(実体審査は行われない)	N/A	応答が却下されても、出願人は再度、対応することができる。拒絶を回避する期間として12か月がある	補正が認められない場合は補正却下	N/A
出願日の繰り下げはありますか、ありませんか	なし 参考: 補正却下後の新出願は補正書提出日	なし	なし	回答なし	なし	なし		通常は繰り下げはないが、出願人が正式に請求すれば拒絶理由を取り除くためにさらに3か月の期間が与えられる	なし		なし		なし	なし	なし	
Q5-7 願書の記載について、貴国で必須となる記述総てを記入して下さい。また、出願時において必須であるか、登録時において必須(補正を認める)かも記入して下さい。 □部分意匠制度のある国の場合、「部分意匠」の記載 □機能・操作についての説明、 □大きさ、色彩 □図の省略方法	「部分意匠」の記載は出願時に必須。機能・操作については説明が必須。操作画面の保護を求む場合は、機能・操作についての説明も出願時に必須。色彩及び図の省略方法は必須	機能操作についての説明、大きさ・色彩、図の省略方法、が総て登録時に記述されていることが必須	「部分意匠」の記載は出願時に必須。機能・操作についての説明も出願時に必須。大きさ・色彩及び図の省略方法は必須となる記述ではない	回答なし	「部分意匠」の記載は出願時に必須(補正を認める)また、図の省略方法の記述も出願時に必須。機能・操作についての説明及び大きさ・色彩は必須となる記述ではない	部分意匠制度についてはN/A。機能・操作についてはN/A。機能・操作については説明が必須。大きさ・色彩は出願時に必須となる記述である	N/A	部分意匠制度はN/A。機能・操作については説明が必須。大きさ・色彩は出願時に審査官が要求すれば提供されるが、審査官はこれが意匠における新規性を構成するものではないという権利放棄も求めることができる。図は審査官が要求した場合に省略あるいは追加。これらはいずれも登録時に必須	部分意匠制度についてはN/A。機能・操作については説明が必須。大きさ・色彩は出願時に記述されていることが必須。図の省略方法については回答なし	回答なし	回答なし	「部分意匠」の記載は出願時に必須。また、機能・操作についての説明、大きさ・色彩、図の省略方法も出願時に必須の記載である	N/A	「部分意匠」の記載は出願時に必須の記載事項である	部分意匠制度についてはN/A。機能・操作については説明が必須。大きさ・色彩については出願時に必須の記載である	部分意匠制度についてはN/A。機能・操作については説明が必須。大きさ・色彩については出願時に必須の記載である
Q5-8 以下に示す事例は、日本で意匠の認定が可能とされる事例ですが、貴国において以下の事例は認定可能ですか。認定できない場合は、その理由を記入して下さい。 【意匠に係る物品】 包装用噴霧器のノズル 【部分意匠】 【物品の説明】本物品は、ノズルレバーを固定又は解放するつまみ部を有する包装用噴霧器のノズルである。 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。図面中、管の省略部分は願書添付図面上5cmである。	認定される	認定される	回答なし	認められない 図には注射をつけない	認定される	2013年1月1日に施行される新たな専利法の下で、部分意匠制度の運用が始まった。改正前法下では、図面には実線のみが使用でき、点線は使用できなかった。	認定される	事例のような意匠は保護されない。2000年意匠法によれば、製品において視覚によって区別されるものが意匠保護の対象である。したがって「左側面図中央縦端面図」は保護されない。また意匠の機能的な側面も保護されないため「つまみ部を下ろした状態の参考斜視図」や「つまみ部を上げた状態の参考斜視図」も保護されない	わが国の法律によれば、上記の正面図、背面図、平面図、右側面図、左側面図で示された対象物は完成品でないため、適格性が低い	回答なし	すべての事例で、意匠は認定されると考えられる	認定される	上記の意匠はすべて、わが国で認められるはずだが、「内部機構を省略した左側面図中央縦端面図」は、トルコでは認められない。断端面図のため、加えることはできない	N/A	意匠の対象は製品の外観のみに限られているため、「左側面図中央縦端面図、内部機構は、意匠法では保護できない。意匠では製品の機能を保証できない。製品のみによって決まっている形状は、意匠法では保護できない	
																

【5、意匠の特定・認定・補正の考え方】の続き	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
Q5-9 補正・分割・出願変更が認められる場合、意匠の認定の後、許容し得る補正・分割・変更の範囲について、教えて下さい。認められるか認められないかをすべてに記入し、特記事項があれば自由記載欄に記入して下さい。																	
許容し得る補正																	
① 意匠の種類を超えた補正																	
<input type="checkbox"/> 全体意匠 ⇔ 部分意匠の補正	認められない	N/A	認められる	N/A	認められない	N/A	回答なし	補正は、審査レポートにおける審査官の要求を満たす目的でのみ認められる。自主的な補正については、規定はなく、審査官が認めることもない。2000年意匠法では、分割や出願変更は認められていない	付与の決定の前であれば、説明および意匠の本質的特徴の一覧の補正を行うことが可能である。意匠の表現物は、願書提出後に補正することはできない	N/A	認められる	認められない	認められない	認められる	N/A	認められない	
<input type="checkbox"/> 部分意匠 ⇔ 部分意匠の補正	認められない	N/A	認められない	N/A	認められない	N/A	回答なし			N/A	認められる	認められない	認められない	認められる	N/A	認められない	
② 図面の種類を超えた補正																	
<input type="checkbox"/> 図面 ⇔ 写真の補正	意匠の要旨を変更するものでなければ、認められる場合あり	認められる	認められない	認められない	認められる	認められる	認められる				認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められない	認められない
<input type="checkbox"/> 図面 ⇔ 見本・ひな形の補正		N/A	認められない	認められない	認められる	N/A	N/A				認められない	認められない	認められない	認められる	認められない	N/A	認められない
<input type="checkbox"/> 写真 ⇔ 見本・ひな形の補正		N/A	認められない	認められない	認められる	N/A	N/A				認められない	認められる	認められない	認められる	認められない	N/A	認められない
<input type="checkbox"/> 色彩あり ⇔ 色彩無しの補正	認められない	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない				認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められない	認められない
③ 図の種類を超えた補正																	
<input type="checkbox"/> 斜視図の追加	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる				認められない	認められる	認められない	認められる	認められる	認められる	認められない
<input type="checkbox"/> 斜視図 ⇔ 6面図	認められない	認められない	認められる	認められない	認められる	認められない	認められる				認められない	認められない	認められない	認められる	認められない	認められる	認められない
④ 意匠の内容の補正																	
<input type="checkbox"/> 新規事項の追加(要旨変更)	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない				認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない
<input type="checkbox"/> 要旨の認定に影響のないレベルの補正	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められる	認められない				認められない	認められる	認められない	認められない	認められる	認められる	認められない
<input type="checkbox"/> 類否判断に影響のないレベルの補正	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない				認められない	認められる	認められない	認められない	認められる	認められる	認められない
<input type="checkbox"/> 意匠登録を受けようとする範囲の補正	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	範囲を広げることが認められない			認められない	認められる	認められない	認められない	認められる(おそらく審査官から求められる場合であろう)	認められない	認められない
自由記載欄		補正の要件について専利法第33条に規定があり、これを満たす補正であれば、通常認められる		意匠委員会規則第12条(2)：出願人の名称及び宛先、文言若しくは複写の誤り又は明白な錯誤についてのみ、出願人の請求により、かつ当該訂正が意匠の表示を変更しないことを条件として、訂正することができる	ただし、図面を写真または見本に補正したり、その反対の場合は、いずれも図面または写真などについて統一して補正しなければならない	なし	なし			なし	上記のすべての補正は、その補正をすることによって、当初の意匠出願、表現物、書面に実質的に開示されていない事項を出願に含むことを注意喚起させるような、ものは認められない		意匠登録出願又は意匠登録の補正は、間違いなれば認められると考えられる		登録後は訂正を認める規定はない	N/A	出願後の補正は認められない

【5, 意匠の特定・認定・補正の考え方】の続き	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス
Q5-10 願書の記載について、補正可能な項目と補正が可能な時期について、記入して下さい。																
意匠に係る物品																
補正の可否(自由記載)	補正できる	補正できる	補正できる	製品の表示を、より具体的なものに変更することはできる	特記の訂正もしくは不明確な部分を明確にする場合にのみ許容	補正できない	補正できる	補正は、審査レポートにおける審査官の要求を満たす目的でのみ認められる。自主的な補正については、規定はなく、審査官が認めることもない。2000年意匠法では、分割や出願変更は認められていない	回答なし	回答なし	補正できる 質問Q9-9の回答を参照	補正できない	補正できる	回答なし	補正できる	補正できない
補正可能な時期(自由記載)	事件に係属	自発補正の場合は出願日から2月以内、審査官に補正を命じられた場合は補正通知書の受領日から2月以内である	一般の特許と同じ	登録前	デザイン登録可否決定の通知書が送達される前まで+再審査請求時には拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内	—	登録前		回答なし	登録前	登録前か実体審査の間	なし	権利付与の決定前	回答なし	審査前	—
意匠に係る物品の説明																
補正の可否(自由記載)	補正できる	N/A	補正できる	N/A	N/A	補正できる	N/A		回答なし	回答なし	0	補正できる	N/A	分類を補助するために審査官から要求された場合に補正できる	補正できる	補正できない
補正可能な時期(自由記載)	事件に係属	N/A	一般の特許と同じ	N/A	N/A	審査期間中	N/A		回答なし	回答なし	回答なし	許可前	N/A	登録までの期間で、最長出願から12か月	審査前	—
意匠の説明																
補正の可否(自由記載)	補正できる	補正できる	N/A	説明は願書と一緒にしか提出できない	「意匠に係る物品」と同じ	補正できる	N/A		出願人は、意匠の出願資料における補正及び釈明を行う権利を有するが、その修正や釈明が意匠の本質を変更しない場合に限る	回答なし	補正できる 質問Q9-9の回答を参照	補正できる	補正できる	おそらく補正できる	補正できる	補正できない
補正可能な時期(自由記載)	事件に係属	「意匠に係る物品」と同じ	N/A	出願時のみ	「意匠に係る物品」と同じ	審査期間中	N/A		付与の決定前であれば補正は可能	回答なし	登録前か実体審査の間に限定される	許可前	権利付与の決定前	登録までの期間で、最長出願から12か月	審査前	—
許容し得る分割(自由記載欄)	二以上の意匠を包含する出願	組物意匠又は類似意匠、つまり多意匠一出願の場合は、分割が可能である	一般の特許と同じ	複数出願で、意匠どうしにクラス間の単一性がない場合	原出願が2以上のデザインを含んでいなければならない。1デザイン1出願主義に違反したり複数デザイン登録出願した場合のみその出願の一部を分割して出願することができる	1の意匠(親)出願に、2以上の実施態様が含まれている場合、審査段階であれば、分割出願を提出することができる	N/A		付与の決定前であれば、いつでも意匠の分割出願を提出することができる	分割は許容される(通常は、審査官から求められる)	分割は、登録前の審査係属中の出願であって、親出願から除外した意匠に限る	分割できない	N/A	一出願に複数の意匠が出願された場合は分割ができる	分割できない	分割できない
許容し得る出願変更																
□意匠出願 ⇔ 特許/実用新案出願	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	N/A	以下の条件で認められる(発明特許および実用新案の出願は意匠出願へ変更でき、意匠出願は実用新案出願へ変更でき、実用新案出願は発明特許出願へ変更できる。しかし、意匠出願を発明特許出願へ直接変更することはできない)	認められない	認められない	回答なし	認められない	N/A	認められない	認められない	認められない
□意匠出願 ⇔ 商標出願	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	N/A		認められない	認められない	認められない	認められない	N/A	認められない	認められない	認められない

【6. 意匠の単一性のとらえ方】複数意匠一括出願制度を採用している国に質問します。意匠の単一性について、どのようにお考えですか。以下の設問にお答え願います。	日本	中国	米国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
Q6-1 貴国で「一意匠」と認められるための要件はどのようなものですか																	
「一意匠」の要件(自由記載) 例)一の物品の区分に相当する一つの物品に係る意匠	一の物品の区分に相当する一つの物品に係る意匠	同一の製品に関する2つ以上の類似意匠、又は同一の分類に属し、かつ同一の発明概念を含むものである場合にのみ認められる	1の出願に2以上の実施態様と例示することは可能であるが、それらの実施態様は、単一の発明概念を含んでいる場合にのみ認められる	1つの製品またはその部品、物品のセット、複合製品および複合製品の構成部品の意匠	無審査登録の対象となる物品に関するデザインのみ複数デザイン登録出願が可能	回答なし	回答なし	回答なし	インドでは複数意匠一括出願は認められないが、複数物品に関する一意匠の一括出願は主張できる。また、インドでは、セットに対する意匠保護が認められる。こうした観点で、以下の質問に回答する。)1の物品区分における2以上の物品に関して意匠を登録できる。しかし、2以上の物品区分に対して登録することはできない	意匠の出願は、1の意匠又は、単一の創作的概念(「一意匠の単一性の要件」)を形成する限りにおいて互いに関連付けられた一群の意匠集団と関連するものでなければならず、1の意匠若しくは変形例又は国際意匠分類サブクラスと関連している場合は、1の意匠及びその独立した部分が含まれていなければならない	複数意匠は、パリエーションを20まで含めることができるが、それらのパリエーションが、同一の顕著な全体的外観や形状を有していることを条件とする	回答なし	1つの意匠にさまざまな図があっても、対象物が単一で、同じ区分の同じ物品を有しているものは、一意匠とみなされる	出願が物品のセットであったとしても、対象物は、その物品のセットが同じ特徴を有しており、通常同時に使用されることが意図されていることを要求する	N/A	複数の産業図面又は意匠を含めることができるが、図面又は意匠が製造及び使用の観点から相互に関連付けられ、かつ図面又は意匠の合計数が20を超えない場合に限られる	複数デザインの一出願は可能である。それらは同一国際意匠分類に属していなければならない
根拠となる法、規則、運用はありますか(自由記載) 例)意匠法第7条、経済産業省令別表第1	意匠法7条、意匠法施行規則別表第1	専利法第31条第2項	特許法第121条	回答なし	デザイン保護法第11条の2第2項、デザイン保護法施行規則(知識経済部令)第9条第4項および別表4、デザイン保護法第12条	回答なし	回答なし	2000年意匠法第5条(3)、2001年意匠規則11(2)、第3附則	ロシア連邦民法第4法典第1377条(1)	回答なし	回答なし	N/A	施行規則第9条	回答なし	2006年連邦法第31号の第45条	知財法R512-2	
Q6-2 一つの出願に含むことができる意匠の範囲はどのようなものですか。以下の事例について、認められるか認められないかを記入して下さい。																	
部品と完成品(例:自転車のサドルと自転車)	認められない	認められない	認められる	認められる	認められる	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められない	認められる	認められる	認められる(部品と完成品は同じ国際意匠分類に属していなければならない)	回答なし	認められない	認められない	認められる	認められる	
同一分類内の複数物品(例:イスとテーブルが同一分類内にある場合、イスとテーブル)	組物であれば認められる	組物であれば認められる	認められる	認められる	認められる	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められる	認められない	認められない	認められる(部品と完成品は同じ国際意匠分類に属していなければならない)	回答なし	認められない	認められない	認められない	認められる	
同一物品の類似しない複数意匠(例:イスのみの複数意匠)	認められない	認められない	認められない	認められる	認められる	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められない	認められない	認められない	認められる	回答なし	認められない	認められない	認められる	認められる	
同一物品の類似する複数意匠(例:イスのみの複数意匠)	認められない	認められる	認められる	認められない	認められる	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められない	認められる	認められる	認められる	回答なし	認められない	認められない	認められる	認められる	
複数物品を指定する一意匠	認められない	認められる	認められる	認められない	認められない	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められる	認められない	認められない	認められる	回答なし	認められない	認められない	認められる	同一出願の多意匠と同じと解される。	
同一出願人による類似しない複数意匠(物品の同一を考慮しない) 編者:注*)OHIM については、認められるとの情報がありなお調査が必要と考える。	認められない	認められない	認められない	認められない	認められる	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められない	認められない	認められない	認められる	回答なし	認められない	認められない	認められない	認められる	
同一出願人による類似する複数意匠(物品の同一を考慮しない) 編者:注**)OHIM については、認められるとの情報がありなお調査が必要と考える。	認められない	認められる	認められる	認められない	認められる	回答なし	認められない(複数意匠または別個の意匠)	認められない	認められる	認められる	認められる	回答なし	認められない	認められない	認められる	認められる	

【6, 意匠の単一性のとらえ方】(続き)	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス
Q6-3 一意匠と認められる範囲はどのようなものですか。以下の事例について、認められるか認められないかを記入して下さい。																
一の意匠を基にした複数の実施態様(例:非包装物と包装された状態の複数の実施例)	認められない	認められない	認められる	認められない	認められない	回答なし	認められない (複数意匠または別個の意匠)	認められない	認められない	認められる	認められる	認められる	認められない	認められない	認められない	認められない
ナイフ、フォーク及びスプーンなどのセットもの	認められる	認められる	回答なし	認められる	認められる	回答なし	認められる (*はR-4を参照)	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められない	認められる
セットものについて、出願人が自由に組み合わせ一の意匠として出願することを認めているか	認められない	認められる	回答なし	認められる	認められない	回答なし	認められない (*を参照 (*はR-4を参照)	認められない	認められる	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる	認められない	認められない
物品の一部又は全体が動くあるいは変化するもの(例:組立てるとロボットになる自動車おもちゃ)	認められる	認められる	回答なし	認められる	認められる	回答なし	認められる	認めていない	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められる	認められない	認められる
遷移する画像(例:操作により展開する音楽再生装置の画像)	認められる	認められない	回答なし	認められない	認められる	回答なし	認められる ディスプレイに表示されるものは、認められる	認められない	認められない	認められない	上述の「製品」の定義に関連してなければならぬ	認められない	認められない	認められない	認められない	認められる
Q6-4 一意匠とは認められないケースについて、どのようなものか具体的に教えて下さい。	物品の異なる機能のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像	一意匠と認められない例を記載する(詳細は、R-1参照)	特許的に区別可能な意匠が2以上含まれている出願は、限定要求の対象になる	物品のセットであって、共通の機能がなく、審美的または機能的な補完性もないもの、製品の変形例、同一の製品で色彩の異なるもの	1. 2以上の物品名を「デザインの対象となる物品」欄に併記した場合 2. 2以上の物品を一つのデザインの図面に表示した場合 3. 部分デザイン登録出願で一つの物品の中に物理的に分離された2以上の部分デザインが表現された場合	回答なし	通常共に販売されなければ、「組物」にはなり得ないため、複数または別々の意匠出願になる	インドでは、複数意匠に関する出願は、審査時に拒絶され、一意匠に関する出願にするよう、審査官/長官から補正を要求される。こうした内容は公報に記載されなかったため、実務において、このようなケースに遭遇したことはない	当方の実務での例を挙げる。1つの菓子と1つの包装された菓子という2つの意匠に関する1の意匠出願を提出したところ、ロシア特許庁の審査官は、出願された一群の意匠は単一性の要件に適合しないというオブジェクトを提出した。このオブジェクトへの応答として、当方は、菓子はこの出願のままにし、包装された菓子に関する分割出願を提出した	製品の実施態様ごとに、意匠の特徴が異なる場合	不明	Q6-2およびQ6-3の回答を参照されたい	通常は一緒に販売されるが、一緒に使用することを意図していない物品	具体的なケースについては知らない	複数物品のように単一性のない意匠は一意匠とはみなされないが、単一の出願に含めることはできる	
Q6-5 以下に示す事例では、貴国において一意匠と認められますか。また、認められない場合、その理由を記入して下さい。Q6-5 以下に示す事例では、貴国において一意匠と認められますか。また、認められない場合、その理由を記入して下さい。	認められる	認められる	認められない(これらは、特許的に区別可能と考えられる)	認められる	認められる	回答なし	一体に組み合わせられれば、一意匠、あるいは一意匠としての「組物」と認められる	認められる (3つの意匠を一出願で主張するのではなく、斜視図で示されたセットの意匠を一出願で主張した場合のみ、認められる。また、例示の3つの意匠は、別々の3件の出願で主張することができる)	認められる	認められる	認められない (三つの部分に共通したデザインがない。本体とスピーカーはそれぞれ一つのデザインを構成している)	認められる	認められない (3つの意匠で構成されており、トルコでは複数意匠とみなされる)	認められない (個々のアイテムが同じ共通の特徴を有していないため)	認められる	単一意匠とは認められない(スピーカーとボディーは2つのデザインでセットではない。本件における3つのデザインと判断される)
【意匠に係る物品】 一組のオーディオ機器セット 【意匠に係る物品の説明】 本物品は、複数のオーディオ機能機器を内蔵した筐体である本体部と、本体部より出力された音声信号を入力して音声として放音する左側及び右側の二個のスピーカーボックスにより構成されておりそれらは分離可能である。																
																

【7. 意匠権】意匠権の効力について、どのようにお考えですか。以下の設問にお答え願います。	日本	中国	米国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス
Q7-1意匠の開示内容と意匠権の効力の範囲について、どのようにお考えですか。当てはまるか当てはまらないかを記入し、該当しない場合は自由記載欄をご利用下さい。																
物品名を含む類似範囲																
□願書に記載の物品と同一の範囲)	当てはまる	当てはまる 編者:注*)	当てはまる 編者:注*)	当てはまらない	当てはまる 編者:注*)	当てはまる 編者:注*)	当てはまる	当てはまる 編者:注*)	意匠保護の範囲は、意匠の表現に反映され、意匠の本質的特徴の一覽に含まれている本質的特徴によって決定される	当てはまる	当てはまる	当てはまらない	当てはまる	当てはまる 編者:注*)	当てはまる 編者:注*)	当てはまる 編者:注*)
□願書に記載の物品の類似物品の範囲	当てはまる	当てはまる	当てはまる	当てはまらない	当てはまる	当てはまる	当てはまらない	当てはまる	意匠保護の範囲は、出願に記載された物品の他に、当該意匠が登録された区分の物品に及び、その意匠の不正または明らかな形で模倣することと禁止されている(2000年意匠法第22条)	当てはまらない	当てはまらない	当てはまらない	当てはまらない	当てはまる	当てはまる	当てはまる
□物品名は例示に過ぎず、形態が同一であれば他の物品にも権利は及ぶ	当てはまらない	記入なし	当てはまらない	当てはまる	当てはまらない	当てはまらない	当てはまらない	当てはまらない		当てはまらない	当てはまらない	当てはまる	当てはまらない	当てはまらない	当てはまらない	当てはまる
□(自由記載) 編者:注*)「願書に記載の物品と同一の範囲」はその下欄の「類似物品の範囲」が当てはまる場合には、通常は「同一の範囲」も当てはまると考えられる。回答者はこの前提で同一の範囲にチェックを入れず類似の範囲にチェックしたものと考えられる国がある。よって、そのような場合は一行目の同一の範囲についてチェックがなくても「当てはまる」と記載した。		なし	通常の観察者の目でみて実質的に同じと判断されるデザインが類似範囲に含まれる	情報に通じた使用者に同じ全体的印象を与えるすべての意匠におよぶ	用途と機能が同一であれば同一物品、用途が同一で機能が相違すれば類似物品、用途が相違すれば非類似物品とみなす。例外的に非類似物品である場合にも用途上で混用され得るものは類似物品とみることできる(例: 箸入れと鉛筆入れ)	なし	一般には、比較的狭い範囲で認められる	意匠権の範囲は、出願に記載された物品の他に、当該意匠が登録された区分の物品に及び、その意匠の不正または明らかな形で模倣することと禁止されている(2000年意匠法第22条)		願書に記載の物品と同一の範囲に限られる	効力の範囲は願書に記載された物品に限られる 編者:注*)質問では物品をarticleと訳したが、回答は願書に記載されたproductに限られるとあった。従って自由記載の回答は一行目と同一内容と解される。	なし	なし	類似の範囲は登録された意匠と実質的に異なっていない意匠を包含する。また、そのような物品が作られることが可能にするものも包含する	なし	なし
図面等で開示されていない箇所について(自由記載)		この箇所が意匠の全体の視覚的効果に与える影響を考察する。特に影響がない場合は、意匠権の効力が及ぶ。大きな影響がある場合は、意匠権の効力が及ばない	なし	保護されない	なし	意匠特許権の範囲は意匠の図面に基いて決められる。クレーム範囲の解釈時には創作説明における意匠特許についての記載を参考として使用することができる(専利法123条2段落)。	保護されない	意匠保護は受けられない		なし	なし	保護されない	図面で開示されていない箇所は、意匠権の効力の範囲に含まれない	そのような部分は意匠権の侵害を構成しないものと解される。そのような争点の判決の記憶がある	回答なし	保護されない
色彩の有無(自由記載)		色彩を保護する意匠の場合は、色彩の有無が意匠権の効力に影響を及ぼす。色彩を保護しない意匠の場合は、色彩の有無を考慮しない	なし	意匠の表示に示される、あらゆるもの	色彩は模様を構成しない限り、類否判断の要素として考慮しない	意匠特許出願では色彩について権利主張することができるが、ほとんどの出願者は権利主張を希望しない。意匠で権利主張した色彩が意匠侵害に認定される程度については特許侵害鑑定要点において明確に説明されていない	新規性の記載によって異なる	色彩は意匠法第2条(d)において意匠の定義に含まれている。色彩は意匠の要素を形成することではできないが、色彩の変化が新たな模様や装飾を創造しない限り、色彩や着色そのものが意匠を構成することはない		なし	なし	意匠の説明で言及されていれば考慮される	N/A	色彩は通常関係しない	回答なし	出願されていれば保護される
実施態様のみに類似する侵害品(自由記載)		登録意匠に類似しななければ、意匠権の効力が及ばない	なし	重要性がないとみなされない差異を考慮したうえで、全体的印象による	なし	同一の商品だけでなく類似の商品も、意匠特許を侵害していると判断される。詳細は、特許侵害鑑定基準の47～63ページに規定されている	どの程度類似しているかによって異なる	意匠法第22条に規定あり(詳細は、R-2を参照)		なし	なし	なし	視覚的な性質が類似している必要がある	質問が不明瞭である	なし	類似意匠が使用者に対して全体として同じ印象を与えるなら侵害である
図等に表された意匠の範囲																
□図等と同一の範囲 編者:注***)「願書に記載の物品と同一の範囲」はその下欄の「類似物品の範囲」が当てはまれば、通常は「同一の範囲」も当てはまると考えられる。回答者はこの前提で同一の範囲にチェックを入れず類似の範囲にチェックしたものと考えられる国がある。よって、そのような場合は一行目の同一の範囲についてチェックがなくても「当てはまる」と記載した。	当てはまる	当てはまる 編者:注***)	記入なし	当てはまる	当てはまる 編者:注***)	当てはまる 編者:注***)	当てはまる	当てはまる(ただし、意匠権の範囲は意匠の不正若しくは明らかな模倣にも及ぶ(2000年意匠法22条))		当てはまる 編者:注***)	当てはまる 編者:注***)	当てはまる	記入なし	当てはまる	当てはまる 編者:注***)	当てはまる 編者:注***)
□図等の類似の範囲までおよび	当てはまる	当てはまる	記入なし	情報に通じた使用者に同じ全体的印象を与える限りにおいて当てはまる	当てはまる	当てはまる	当てはまらない(ただし、意匠権の範囲による)	当てはまらない		当てはまる	当てはまる	当てはまる(先行意匠による)	記入なし	当てはまらない	当てはまる	当てはまる

【7. 意匠権】のつづき	日本	中国	アメリカ合衆国	OHIM	韓国	台湾	香港	インド	ロシア	ブラジル	オーストラリア	南アフリカ	トルコ	ニュージーランド	アラブ首長国連邦	フランス	
Q7-2 意匠の開示内容について、権利行使における制限事項はありますか。		物品の一部又は全体が動くあるいは変化するというものに関する意匠が変化状態図なしで登録になった場合、将来その変化状態のみを模倣するものは、侵害とならない可能性がある	意匠特許は、図面に示された通りにクレームし、クレーム構成は、図の設定に適合させる	回答なし	登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項およびその出願書に添付した図面・写真または見本並びに図面に記載されたデザインの説明に表現されたデザインにより定められる(デザイン保護法第43条)(詳細は、R-3を参照)	台湾専利法第123条の第2段落に記載されている(詳細は、R-3を参照)	ない	意匠の開示に関する意匠行使の制限事項は、2000年意匠法第4条(b)に規定されている(詳細は、R-2を参照)	権利行使については、ロシア連邦民法第4法典第7編第1406条に規定され、先使用権などが認められている。	開示された意匠のみが保護を受けられる	侵害は、意匠の登録に係る製品に関するものであり、登録意匠と同一であるか、全体的印象において実質的に類似する意匠を具現するものでなければならず、登録意匠は、権利行使できるようにするには、(実体審査されたことを)証明しなければならない	ない	ある。意匠法第554号の第21条～第24条に、制限についての規定がある(添付)	問題になるのは、物品に適用される意匠の類似性である	先の使用(第17条)	無効事由が制限事項となる(詳細は、R-2を参照)	
Q7-3 意匠の開示内容に関わる無効事由にはどのようなものがありますか。		専利法第27条第2項(出願人が提出した関係図面又は写真は、特許の保護を求めた製品の意匠を明瞭に示さなければならない)に違反することは、無効理由になる	新規性や非自明性の欠如を理由として無効にすることができる。また、重複特許の法理も適用可能である	回答なし	デザインの表現が具体的にないデザインは、工業上利用することができないデザインとして扱われ、デザイン保護法第5条第1項本文の無効事由に該当する	専利法第117条第2段落に規定されている(詳細は、R-3を参照)	先の開示、新規性の有無	意匠が先にインドで登録されている、登録日前にインド又は何れかの外国で公開されている、又は新規性又は創作性がない意匠は、無効にすることができる(意匠法第19条)	ロシア連邦民法第1398条に規定されている(詳細は、R-2を参照)	意匠が、開示された時点で新規性がない場合	意匠は、登録可能でないことを理由として取り消すことができる(詳細は、R-4を参照)	意匠が新規でなくオリジナルでない場合	意匠法第554号第49条に規定がある(詳細は、R-4を参照)	意匠の対象は、登録(出願もしくは優先権主張)の時点で、新規または独創的でないこと、あるいは意匠局長が登録を拒絶するその他の理由	新規性、産業上の利用可能性	新規性の喪失	
【8. その他】																	
Q8-1 ヘーグ協定ジュネーブ条約では提出可能な図面を6図以内としているが、貴国では意匠の開示として十分と考えますか。	十分である(意匠が特定できる場合)	十分である	十分である	十分である	十分である	十分である	十分である	インドの意匠規則では、図の数を規定していないが、意匠を説明するのに十分な数とする必要がある。なお、斜視図はインド法では必須である	十分である。ただし、意匠の外観の全面的かつ詳細な認識を示すものである必要がある	ブラジルでは少なくとも3次元斜視図とデザインの変形例ごとに立面図と平面図が必要とされる	十分である	十分である	十分である	十分であるが、通常、斜視図が求められる	十分である	十分である	
Q8-2 貴国の裁判例で、6図では意匠の開示上十分とされた例はありますか。	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	回答なし	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	我々の知る範囲ではない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	そのような裁判例はない	
Q8-3 貴国では、パリ条約による優先権の証明書の提出が必要ですか。	必要である	必要である	出願において、外国における出願による利益や優先権を、その出願日の6カ月以内に主張する場合	優先権が、登録共同意匠でない場合に必要	必要である(出願日から3ヶ月以内)	必要である(出願日から4ヶ月以内に、前項の外国政府又はWTO加盟国政府が受理を証明した特許出願書類を提出しなければならない(台湾専利法第28条第2段落))	優先権出願のコピーが必要である	意匠出願が、条約国における出願に基づく優先権を主張している場合(2001年意匠規則15(2))	必要である。意匠出願について条約優先権を主張したい出願人は、当該出願のロシア特許庁への提出日から3ヶ月以内に、最初の出願の謄本を提出しなければならない。	優先権を主張する場合は必要である	必要ない	優先権が主張されている出願の場合には必要である	優先権を主張する出願の場合には必要である	出願日から3ヶ月以内に提出が必要である	常に提出が必要である	必要である	
Q8-4 貴国では、パリ条約による優先権等の主張を伴う出願に際し、貴国への出願図面等と優先権の証明書類の図面等に差異がある場合、どのような対応をしますか。	その差異が新規事項とみなされるかどうかによって異なる	実体審査制度がないため、審査官によって、認める場合と認めない場合との両方がある。	その差異が新規事項とみなされるかどうかによって異なる	認められる	認められない	台湾意匠出願に添付された図面が、優先権証明資料の図面と比較して、視覚効果に差異がなく、意匠の属する技術分野における通常の知識を有する者が、優先権証明資料の図面及び記載に基づいて得ることのできる意匠は「同一の意匠」とみなし、優先権の主張を認めることができる(専利審査基準、page 3-3-6、2005年発行)	認められる	2001年意匠規則15(2)の要件を根拠とした拒絶がなされる	条約優先権の主張に関するものが国の法律では、意匠出願の表示が、条約優先権主張の根拠となる最初の出願における表示と正確に一致しなければならない。そうでなければ、条約優先権は認められない	物品が全体として同じであれば認められる	優先権の主張に係る出願が開示された意匠が、意匠と実質的に類似した外觀であれば認められるであろう	認められる	認められる	認められない優先出願が複数意匠出願であった場合、ニュージーランドでは、そのうちの一意匠に関する出願だけが認められる	先権主張を拒絶する場合がある(拒絶することができる)	認めない	